

町の人事行政の運営等の状況を公表します。

平成26年10月31日

下郷町長 星 學

下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件の状況などについて、そのあらましをお知らせします。

下郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	6,344	4,416,465	307,251	801,577	18.1	18.2

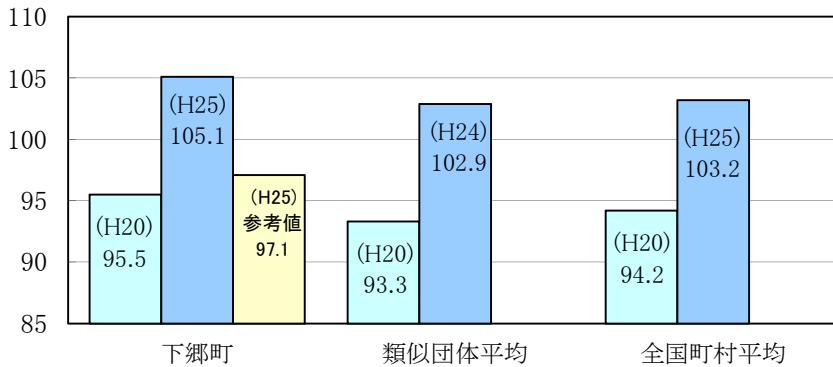
(注) 人件費には職員給与のほか、議員報酬及び町消防団員報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	87	325,804	55,240	113,716	494,760	5,687

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。
2 類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。
3 参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	福島県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
25年度	382,390	377,386	5,004	-	-	-

(注) 月例給については、県、国ともに勧告が見送られた。

②特別給

区分	福島県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 又和月 給	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	3.91	3.90	0.01	-	3.90	3.95

(注) 特別給については、勧告が見送られた。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (平成25年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下郷町	40.8 歳	306,569 円	345,829 円
福島県	43.2 歳	338,300 円	367,674 円
類似団体平均	42.6 歳	313,668 円	355,898 円

(2) 職員の初任給の状況

区分	下郷町	福島県	国	
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200(163,987) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100(133,418) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による値(減額後)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	264,500 円	302,500 円	340,400 円
	高校卒	218,200 円	272,300 円	316,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成26年4月1日現在)

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	13 人	17.8 %
2 級	副主査	9 人	12.3 %
3 級	主査・主任主査	25 人	34.2 %
4 級	副主幹	13 人	17.8 %
5 級	課長・主幹(管理職)	11 人	15.1 %
6 級	参事(管理職)	2 人	2.7 %

(注) 1 下郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

各職員の昇給時期に勤務成績について、一定の評価をしております。

(3) 職員研修の実施状況(平成25年度)

公的研修機関(ふくしま自治研修センター)を活用し、また民間企業(グリーンハウス)に職員を派遣し研修を実施しております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下 郷 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,236 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,638 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

下 郷 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 1人当たり平均支給額 24,293 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分 勤続25年 30.82 月分 36.570 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職し退職手当を支給された職員の平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	56 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	6,233 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	9.6 %
手当の種類(手当数)	7
手 当 の 種 類 (業 務 内 容)	左記職員に対する支給単価
町税等の徴収業務	日額 300円
防疫等の物件の処理業務	日額 500円
精神障害者の訪問調査、移送等業務	日額 300円
特殊機械(除雪機械等)の運転業務	日額 300円
公共用地等の取得業務	日額 300円
危険作業の業務	日額 300円
行路死亡人の処理業務	1件 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	17,862 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	223 千円
支給実績(24年度決算)	17,939 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	224 千円

(注) 選挙執行の有無等により毎年度変動があります。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 6,500~13,000円	同じ	—	10,876 千円	221,954 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を払う職員 上限:27,000円	異なる	月額9,500円を超える家賃を払う職員	3,844 千円	349,450 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担、自動車等交通用具使用を常例とする職員 交通機関利用:6箇月定期券等の価格による一定額 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限:43,100円)	異なる	運賃相当額61,000円を超える額の1/2を加算	4,820 千円	68,850 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(支給額)8~10%(定率)	異なる	定額化していない	7,649 千円	424,921 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に、支給対象地域に在勤する職員(支給額)地域区分、世帯等の区分に応じた額	同じ	—	6,361 千円	66,265 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等	期末手当	
給料	町長	378,500 円	6月期	1.40月分
	副町長	603,000 円	12月期	1.50月分
	教育長	578,000 円	計	2.90月分
報酬	議長	302,000 円	6月期	1.40月分
	副議長	233,000 円	12月期	1.50月分
	委員長	218,000 円	計	2.90月分
	議員	211,000 円		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職月数×支給率(48/100)	8,720,640円	任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×支給率(29/100)	8,393,760円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×支給率(20/100)	5,548,800円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
一般行政	議会	3	3	0	
	総務	20	20	0	
	税務	8	8	0	
	農林水産	10	9	△1	組織改編に伴う業務の見直し
	商工	4	4	0	
	土木	7	8	1	組織改編に伴う業務の見直し
	小計	52	52	0	
福祉関係	民生	18	20	2	業務増
	衛生	4	4	0	
	小計	22	24	2	
教育		14	14	0	
公営企業	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	8	8	0	
	小計	10	10	0	
総合計		98	100	2	

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	8人	10人	9人	10人	12人	7人	5人	14人	17人	1人	100人

7 技能労務職員

なし

8 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況の公表

(1) 育児休業取得状況(仕事と育児の両立支援)

	男	女	計
平成25年度中に新たに取得可能となった職員(人)	4	1	5
上の者のうち育児休業を取得した者(人)	0	1	1
取得率(%)	0	-	20

※育児休業は、3歳に達するまでの子を養育するため休業する制度。

(2) 年次有給休暇の取得状況

